

総務委員会資料

2 所管事務の調査（報告）

(2) 川崎市の災害時支援物資受援体制のあり方及び 物資受援マニュアル等について

資料1 川崎市の災害時支援物資受援体制のあり方及び
物資受援マニュアル等について

資料2 川崎市の災害時支援物資受援体制のあり方及び
物資受援マニュアル

危機管理本部

令和5年6月7日

川崎市の災害時支援物資受援体制のあり方及び物資受援マニュアル等について

1 支援物資受援体制の見直しの目的及び検討経過

(1) 過去の災害における教訓等

大規模災害時には、被災地の要請を待たず、国が必要と見込まれる物資を調達し、被災地に輸送するプッシュ型支援などにより、多くの支援物資が輸送されるが、自治体が事前に定めていた物資拠点が発災等で使用できない、物資管理に適さない庁舎等を物資拠点にし、ノウハウのない職員が運用したことなどから、支援物資が滞留し、円滑な輸送が困難となった事例がある。



熊本地震の物資拠点の様子

(2) 本市における課題

本市の地域防災計画及び受援マニュアルで物資受援の基本的な考え方を定めているが、次の課題があった。

ア 物資拠点の役割・機能

市の施設を市集積場所（港湾振興会館体育館、等々力緑地野球場屋内練習場・陸上競技場屋内走路、地方卸売市場南部市場、中央卸売市場北部市場）や区輸送拠点に位置付けているが、具体的な役割を定めていないほか、利用可能面積が狭い、搬出入効率が低いなど機能性に課題がある。

イ 物資拠点の運用体制

物資拠点等の確保、開設・運営、輸送等の考え方を定めているが、支援物資の想定量、発災後の時間の経過に伴う対応内容の変化、民間事業者等への協力要請、具体的な組織体制や業務手順などを定めていない。

(3) 川崎市災害時支援物資受援体制検討委員会による検討

本市における課題に対応するため、令和3年10月に、有識者、物流事業者等の専門家、神奈川県、庁内関係課による川崎市災害時支援物資受援体制検討委員会を設置し、令和5年3月までの間、全8回委員会を開催し、検討を行った。

ア 委員構成

区分	氏名	所属等
外部有識者 (座長)	名波 義昭	建設技術研究所 取締役専務執行役員 東京本社社長 (元内閣府(防災担当) 参事官)
防災対策検討委員会	目黒 公郎	東京大学 総合防災情報研究センター教授
	庄司 学	筑波大学 システム情報系教授
物流事業者	荻野 浩	丸一輸送興業株式会社 顧問
	有安 俊哉	神奈川県トラック協会 総務部長 防災対策室長代理
	枝光 正喜	神奈川県倉庫協会 常務理事
	津田 知之	佐川急便株式会社 東京本社事業開発部技術研究課 参事
流通事業者	埜 智明	イオンリテール株式会社 南関東カンパニー 人事総務部 総務グループ
神奈川県	能戸 一憲	神奈川県くらし安全防災局 危機管理防災課長
川崎市		経済労働局北部市場長(物資拠点)、同局消費者行政センター室長(物資調達) 建設緑政局総務部企画課長(道路)、港湾局川崎港管理センター副所長(物資拠点)

イ 主な検討事項

令和3年度	本市の災害時支援物資受援体制の評価・あり方、現行の市物資拠点の評価
令和4年度	フェーズ区分に関する整理、物資拠点候補施設の選定、物資拠点の運営体制・輸送体制の検討・整理、物資拠点運営上の基本的ルール・対応フロー作成、支援物資受援体制のあり方及び物資受援マニュアル(案)の作成

川崎市の支援物資受援体制のあり方及び物資受援マニュアルの作成

(令和5年3月28日 川崎市危機管理推進会議)

2 川崎市の災害時支援物資受援体制のあり方及び物資受援マニュアルの構成

第1部 総論

第2部 支援物資受援体制のあり方

- 第1章 基本理念等
- 第2章 対象とする災害及び支援物資量の想定
- 第3章 支援物資の基本的な流れ
- 第4章 物資拠点の設定、設置等の考え方及び支援物資の受援体制等
- 第5章 さらになる支援物資受援体制の整備に向けて

第3部 物資受援マニュアル

- 第1章 物資受援マニュアルの基本方針
- 第2章 支援物資の受援、輸送等の具体的手順

巻末資料 様式集

支援物資への基本的な対応方法を規定

支援物資への具体的な事務作業の内容を規定

災害時における円滑な支援物資の輸送を目指す

3 川崎市の災害時支援物資受援体制のあり方及び物資受援マニュアルの概要

(1) 川崎市の災害時支援物資受援体制のあり方及び物資受援マニュアルの目的【第1部第1章1.1 (p.1*)】

※ページ数は資料2マニュアル本編の掲載ページを記載。以下同じ。

現行の本市の地域防災計画や受援マニュアルでは、物資集積場所や人的・物的受援の基本的な考え方を定めているが、プッシュ型支援等を想定した具体的な支援物資の物流のオペレーションについては十分に定まっていなかった。本市が被災した場合に、国、県などからの支援物資の受入れ、避難所への輸送等を円滑かつ速やかに実施するため、支援物資の受援体制について見直しを行い、今後のあり方を整理するとともに、支援物資の物流の具体的なオペレーションについて、必要な事項を定める。

(2) 基本理念【第2部第1章1.1 (p.3)】

基本理念は、「支援物資の受入れ、管理等の体制を整え、物資拠点から避難所まで円滑に物資を輸送する」とし、これは、市民への普及啓発による備蓄の促進(自助)、地域・企業等の共助による取組を基本としつつ、これらでは不足する物資を公助により適切に補う体制を整備することで、市全体として自助・共助・公助が連携した体制を構築することを目指すものである。

(3) 支援物資量の想定【第2部第2章2.2 (p.4)】

想定量は、「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(中央防災会議幹事会)で想定している国のプッシュ型支援物資の川崎市分の計画数量24万人分(避難所避難者数及び避難所外避難者数)とする。

なお、同計画において、国のプッシュ型支援は、食料、乳児用粉ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー、生理用品、毛布を基本8品目として必要量を算出している。

⇒この想定量を基に、本市の地域内輸送拠点の候補施設の選定基準を設定

(4) 支援物資の受援におけるフェーズ区分【第2部第3章3.1～3.2 (p.5～8)】

発災からフェーズを3つに区分し、各フェーズごとの対応事項を整理した。

フェーズ	時期	主な対応事項
フェーズⅠ	概ね発災から3日目まで	・家庭内備蓄及び市の備蓄物資の活用 ・プッシュ型支援に向けた地域内輸送拠点の開設等
フェーズⅡ	概ね発災3日目以降から7日目まで	・プッシュ型支援の実施 ・フル型支援※に向けた物資ニーズの把握等の準備等
フェーズⅢ	概ね発災7日目以降	・フル型支援の実施

※ フル型支援とは、被災地のニーズに応じて支援物資を供給する方法をいう。

川崎市の災害時支援物資受援体制のあり方及び物資受援マニュアル等について

(5) 物資拠点の選定、設置等の考え方【第2部第4章4.1 (p.10~12)】

ア 物資拠点の区分

「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に定める「広域物資輸送拠点」「地域内輸送拠点」のほか、「物資保管拠点」の3つを位置付けた。

【物資拠点の一覧】

物資拠点	設置主体	役割
広域物資輸送拠点	神奈川県	・国等から供給される物資を受け入れ、地域内輸送拠点や避難所に向けて、都道府県が物資を送り出すための拠点 ・神奈川県内の広域物資輸送拠点として、川崎市中央卸売市場北部市場を含めて、県内5施設が指定
地域内輸送拠点	本市	広域物資輸送拠点等から供給される物資を受け入れ、避難所に向けて、市区町村が物資を送り出すための拠点
物資保管拠点	本市	小口物資、余剰物資などの物資を保管するための拠点

イ 災害発生時の物資拠点の選定

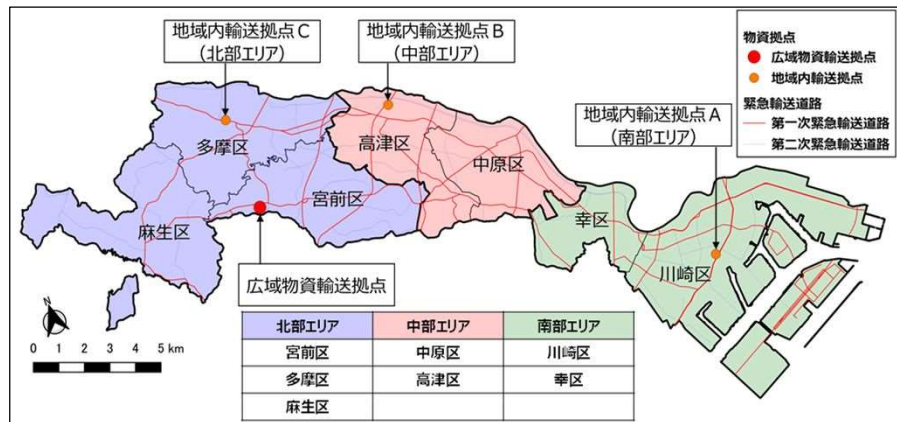
①物資拠点は、被災状況や発災時の状況（ライフライン・道路状況、資機材の有無）等によって使用の可否や使用条件が異なるため、あらかじめ確定的に指定せず、選定基準（災害リスク（洪水、土砂災害等）、アクセス性（緊急輸送道路及び幅員6m以上の道路に近接）、構造（保管面積、床荷重、接車スペース、トラック待機スペース）、設備（フォークリフト又は類する資機材））に基づき優先順位を付けた候補施設*から、市内の被災状況や道路、候補施設の被災状況等を踏まえて総合的に決定する。

* 令和5年5月末現在、候補施設は81施設で、その内訳は令和4年度の本市のアンケート調査の結果、物資拠点の協力の意向を示した民間の物流センター、倉庫等56施設、公共施設、大学、公園等19施設のほか、現行の市集積場所が5施設、令和5年度に新たに追加した民間の物流センター1施設となっている。

②全市的な被害をもたらす災害が発生した場合は、本市を北部・中部・南部の3エリアに区分し、地域内輸送拠点を設置することを基本とする。

* 検討委員会において、本市を2エリア、7エリアに区分するよりも、3エリアに区分することが、地域内輸送拠点から避難所までの輸送距離や輸送時間、拠点管理の運営体制を踏まえると、最も望ましいとされた。

【輸送拠点の配置イメージ図】（全市的な被害発生時）



(7) 物資拠点運営上の基本的ルール【第2部第4章4.3 (p.16,17)】

物資拠点での物資の滞留や在庫管理の煩雑化を避けるため、「過剰物資や不定形（バラ品）の物資は、物資拠点の滞留要因となることから、物資拠点で保管すべき物資は、「今、必要な物資」「近い将来、高い確率で需要が予想される物資」に限定する」、「常に2割以上の保管スペースを確保し、これ以上の保管が見込まれる場合は速やかに物資保管拠点に移送する」等の基本的なルールを定め、円滑な拠点運営に努めることとした。

(8) 物資受援に係る運営体制の強化【第2部第5章5.2 (p.19,20)】

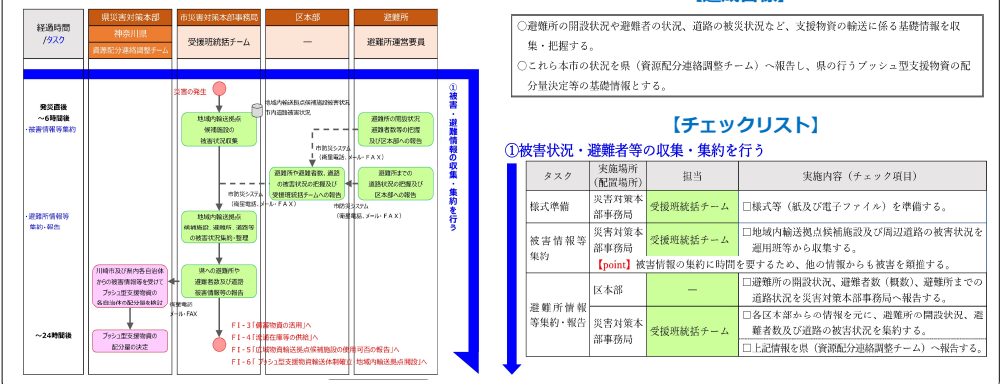
物資受援体制の強化を図るため、次の取組を推進していく。

- ①市職員の物資受援に関する対応力の向上を図るため、物資受援マニュアル説明会・研修会を開催すること。
- ②連携体制の向上に向けて、県等の関係機関や民間事業者と物資受援マニュアルの共通理解を図るとともに、地域内輸送拠点や物資保管拠点の候補施設を管理する民間事業者等との協定を推進すること。
- ③関係機関等と連携した訓練を年1回以上継続的に実施し、物資受援マニュアルの見直しを継続的に行うこと。
- ④民間事業者の協力が得られない発災初期などを想定して各局室区の担当業務を具体化していくこと。
- ⑤物資受援に係る人的・物的リソースを最大限活用するため、周辺自治体等との広域連携の検討を進めること。
- ⑥海上輸送、無人航空機等の航空輸送、鉄道輸送への対応について、検討を進めること。

(9) 支援物資の受援、輸送等の具体的手順【第3部 (p.21~92)】

- ①フェーズごとに達成目標を明確化するとともに、各フェーズの業務を時系列に従って細分化し、対応業務ごとに整理したフローチャートで視覚的に業務の流れや実施主体を把握できるようにした。
- ②具体的な業務の実施内容をチェックリスト形式で整理し、物資受援業務の流れを分かりやすく提示した。
- ③支援物資の受入れ等が円滑に行われるよう地域内輸送拠点における配置のレイアウト例や様式を掲載した。

【フローチャート】



4 支援物資受援体制の充実・強化に向けた取組

- ①横浜市・相模原市・川崎市の危機管理部門による情報交換会での支援物資受援体制の課題共有（令和5年3月）
- ②災害時における支援物資の受入れ、配送等に関する協定の締結
締結先：佐川急便株式会社（令和5年3月）、福山通運株式会社（令和5年5月）
協定内容：物資拠点の提供・運営、避難所等への物資配送計画の策定・配送、物資配送等の助言要員の派遣等
- ③県及び協定締結事業者との訓練の実施（令和5年5月）
訓練内容：マニュアルに基づく拠点開設・物資輸送訓練
- ④職員向けマニュアル説明会の実施（令和5年5月）

支援物資受援体制の充実・強化に向けて、民間事業者との協定の締結の推進、関係機関と連携した物資輸送訓練や職員研修の実施、周辺自治体との連携等について、取り組みを推進していく。